

第2回古平町議会臨時会 第1号

平成27年5月8日（金曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1号 議長の選挙について
- 4 会期の決定
- 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 6 議席の指定について
- 7 常任委員の選任について
- 8 議会運営委員の選任について
- 9 選挙第 3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 10 選挙第 4号 北後志消防組合議会議員の選挙について
- 11 選挙第 5号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第 6号 後志広域連合議会議員の選挙について
- 13 同意第 2号 古平町監査委員の選任について
- 14 同意第 3号 古平町表彰審議委員会委員の選任について
- 15 議案第28号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例案〕
- 16 議案第29号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕
- 17 議会運営委員会の所掌事務調査について

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 本間 順 司 君

副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
總	務	長	藤	田	克	禎	君
企	画	長	小	玉	正	司	君
財	政	長	三	浦	史	洋	君
民	生	長	和	泉	康	子	君
保	健	長	佐	藤	昌	紀	君
産	業	長	宮	田	誠	市	君
建	設	長	本	間	好	晴	君
会	計	者	白	岩		豊	君
教	育	長	佐	々	容	子	君
總	務	長	高	野	龍	治	君
財	政	長	瀬	尾	裕	人	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	本	間	克	昭	君
議	事	係	長	中	村	貴	人	君
		兼						
		總						
		務						
		係						

開会 午前10時00分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

年長の池田議員を紹介いたします。

池田議員、議長席へお移り願います。

（臨時議長 池田範彦着席）

○臨時議長（池田範彦君） ただいま紹介されました池田です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

このたびの選挙においてお互いに当選の荣誉に浴し、議席を得ました。ここで慣例により自己紹介をお願いいたします。

では、そちらの2番の方より順次自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

○臨時議長（池田範彦君） 議員の紹介が終わりましたので、ここで説明員の方にも自己紹介をお願いいたします。

町長のほうから申し上げます。

（自己紹介）

○臨時議長（池田範彦君） 自己紹介が終わりました。

◎開会の宣告

○臨時議長（池田範彦君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

ただいまから平成27年第2回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長（池田範彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○臨時議長（池田範彦君） ただいま町長より挨拶の申し出がありましたので、暫時お聞き取り申し上げます。

○町長（本間順司君） 皆様、おはようございます。初議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙におきまして栄えあるご当選の栄に浴されましたことに対し、心からお祝いとお喜びを申し上げる次第であります。

この冬は5年続けての大雪ではありましたが、2月中旬以降の高温によりまして雪解けが順調に進み、町の観測地点での積雪が3月中にゼロとなったのは6年ぶりのことであります。また、その後の日本列島も温暖な日が続き、桜前線は観測史上最も早く最終地点である道東の根釧地域にまで到達したとのことであり、まさに北海道新幹線開業の前祝いのように感じております。さて、ご承知のとおり、安倍政権誕生以来、3本の矢で国内経済の活性化を図ってきたところであります。株価の上昇と円安の進行によって大手企業の業績好調に比べて中小企業への恩恵は乏しく、地域的にも中央と地方の格差は歴然として、地域経済がなかなか浮揚できないのが現状であります。このような中、国は地方の元気を取り戻すべく地方創生を声高に掲げ、昨年暮れに総合戦略を策定したところであり、さらには人口減少問題を絡めながら、今各地方自治体に地方版総合戦略の策定を促しているのであります。このように国も地方もさまざまな課題を抱え、台所事情はかなり苦しい状況となっているのに加え、我が国の財政規律に対する国際的な見方も厳しいことから、せっかく回復基調にあった地方自治を取り巻く環境も再び予断を許さない状況となりつつあり、今後におきましても議員皆様方のご支援とご協力をいただきながら行財政運営を進めてまいらなければなりませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

今年度の本町の事業は、かつてほどの大型事業はありませんが、今年度を皮切りに公営住宅の建てかえ事業が後年度にまで続き、古平診療所の取得や経営問題、あるいは産業の振興問題など、課題は山積しており、何と申しましても先ほど申しあげました地方版総合戦略の策定とあわせ、今年度は古平町総合計画後期計画策定の年でもありますので、議員皆様方の格別なるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、初議会の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（池田範彦君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（池田範彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、臨時議長において工藤議員及び岩間議員を指名いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時13分

○臨時議長（池田範彦君） 会議を再開します。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（池田範彦君） 日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田範彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田範彦君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に逢見輝統君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました逢見輝統君を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田範彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました逢見輝統君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました逢見輝統君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選されました逢見輝統君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（逢見輝統君） ただいまは指名推選で推薦をいただきました。身に余る光栄でございます。もとより浅学非才ではありますが、2期8年の経験を生かし、古平町発展のため、あるいは古平町議会発展のため、微力ではございますが、全力投球する所存でございます。この議場におられる皆様方には今までに倍しましてのご指導、ご鞭撻のほど切にお願いを申し上げまして、甚だ簡単措辞でございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお祈りします（拍手）

○臨時議長（池田範彦君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

逢見議長、議長席にお着き願ひます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

（臨時議長 池田範彦退席）

（議長 逢見輝統着席）

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に岩間修身君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました岩間修身君を副議長の当選人とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩間修身君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された岩間修身君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選された岩間修身君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（岩間修身君） ただいま選挙によりまして副議長の重職につくことになりました。まことに光栄の至りに存じます。もとより浅学非才な私ですが、誠意を尽くして事に当たり、公正かつ

円滑な議会運営と新たなる町勢の発展に努力を尽くす所存でございます。

議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議席の指定について

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を職員に朗読させます。

○議会事務局長（本間克昭君） それでは、私の方から朗読いたします。

1番木村輔宏議員、2番、堀清議員、3番真貝政昭議員、4番岩間修身議員、5番寶福勝哉議員、6番池田範彦議員、7番山口明生議員、8番高野俊和議員、9番工藤澄男議員、10番逢見輝統議長でございます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第7 常任委員の選任について

○議長（逢見輝統君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、総務文教常任委員に高野俊和君、山口明生君、堀清君、真貝政昭君、逢見輝統君を、産業建設常任委員に工藤澄男君、寶福勝哉君、木村輔宏君、池田範彦君、岩間修身君、以上のとおり指名したいと思っております。

なお、重複する常任委員については、後ほど指名いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分
再開 午前10時39分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に高野俊和君、副委員長に山口明生君、産業建設常任委員会委員長に工藤澄男君、副委員長に寶福勝哉君、以上のおり互選された旨の報告がありました。

ここで先ほど申し上げました重複する常任委員を指名いたします。総務文教常任委員に木村輔宏君、池田範彦君、産業建設常任委員に堀清君、真貝政昭君、以上のおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分
再開 午前10時40分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、真貝政昭君、堀清君、木村輔宏君、高野俊和君、工藤澄男君の5名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分
再開 午前10時44分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に真貝政昭君、副委員長に堀清君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、選挙第3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に岩間修身君と私逢見輝統を指名いたします。

お諮りします。岩間修身君と私逢見輝統を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました岩間修身君と私逢見輝統が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 選挙第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、選挙第4号 北後志消防組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法は指名推選にしたいと思えます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

北後志消防組合議会議員に私逢見輝統を指名いたします。

お諮りします。私逢見輝統を北後志消防組合議会議員の当選人とすることにございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私逢見輝統が北後志消防組合議会議員に当選しました。

◎日程第11 選挙第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、選挙第5号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法は指名推選にしたいと思えますが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

北後志衛生施設組合議会議員に私逢見輝統を指名いたします。

お諮りします。私逢見輝統を北後志衛生施設組合議会議員の当選人とすることにございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私逢見輝統が北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 選挙第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、選挙第6号 後志広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

後志広域連合議会議員に私逢見輝統を指名いたします。

お諮りします。私逢見輝統を後志広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私逢見輝統が後志広域連合議会議員に当選しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第13 同意第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、同意第2号 古平町監査委員の選任についてを議題といたします。

木村議員、除斥になります。

（1番 木村輔宏退席）

○議長（逢見輝統君） 提出者の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました同意第2号につきまして提案理由のご説明を申し

上げます。

議員のうちから選任される監査委員の任期は、地方自治法第197条の規定によりまして議員の任期によるものとなっていることから、平成27年4月30日でその任期が満了となりましたので、議会選出の新たな監査委員を地方自治法第196条第1項の規定によりまして1名の選任同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第2号 古平町監査委員の選任について。

古平町監査委員（議会選任）として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年5月8日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字本町33番地、氏名、木村輔宏、昭和16年9月25日生まれ。

参考として前任者が載ってございますけれども、引き続いての選任でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

日程第13、同意第2号 古平町監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

（1番 木村輔宏着席）

◎日程第14 同意第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、同意第3号 古平町表彰審議委員会委員の選任についてを議題といたします。

対象者は除斥。

（3番 真貝政昭退席）

（5番 寶福勝哉退席）

（6番 池田範彦退席）

（7番 山口明生退席）

(9番 工藤澄男退席)

○議長(逢見輝統君) 提出者の説明を求めます。

○町長(本間順司君) ただいま上程されました同意第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

古平町表彰条例第6条第4項の規定によりまして、議会から選任された委員の任期は議員の任期中によるものというふうになってございます。したがって、平成27年4月30日でその任期が満了となりましたので、議会選出の新たな古平町表彰審議委員会委員を同条例第6条第2項の規定によりまして5名の選任同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読しながら説明にかえさせていただきたいと思っております。

同意第3号 古平町表彰審議委員会委員の選任について。

古平町表彰審議委員会委員として次の者を選任したいので、古平町表彰条例第6条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年5月8日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、選任すべき委員、町議会議員としましては、古平町大字港町字チョペタン62番地、真貝政昭、生年月日、昭和27年2月25日生まれ。同じく町議会議員、古平町大字浜町481番地、工藤澄男、昭和20年9月17日生まれ。同じく町議会議員、古平町大字浜町字カモイキ1099番地、池田範彦、昭和13年5月1日生まれ。同じく町議会議員、古平町大字本町6番地、山口明生、昭和38年2月23日生まれ。同じく町議会議員、古平町大字浜町417番地4、寶福勝哉、昭和53年2月14日生まれ。

学識経験者としましては、古平町大字浜町373番地、内田正雄、昭和9年12月13日生まれ。同じく学識経験者としまして、古平町大字浜町298番地、池田三千代、昭和23年6月26日生まれ。同じく学識経験者、古平町大字浜町60番地、田畑正、昭和28年6月8日生まれ。同じく学識経験者、古平町大字浜町71番地、梅野史朗、昭和36年2月16日生まれ。同じく学識経験者、古平町大字浜町363番地、大石奈穂子、昭和31年5月14日生まれ。

任期は、町議会議員が平成27年5月1日から平成31年4月30日まで、それから学識経験者につきましては平成27年5月8日から平成31年5月7日までということでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

日程第14、同意第3号 古平町表彰審議委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町表彰審議委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

(3番 真貝政昭着席)

(5番 寶福勝哉着席)

(6番 池田範彦着席)

(7番 山口明生着席)

(9番 工藤澄男着席)

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第28号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第28号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第28号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

事前に配っております臨時会の説明資料のほうもお出しください。

では、まず議案のほうでございしますが、古平町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分は、3月31日付で町長が専決処分をしております。

これにつきましては、本来議会のほうで権限といたしまして議決事件の中身、条例を設けたり、または改廃するというところで改正したり廃止すること、そういうものについて議会の議決を受けるべきものでございしますが、専決処分というものは地方自治法第179条第1項に、町長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだったため、町長において処分したものでございます。

それでは、長くなりますが、議案の14ページをお開きください。中身についてはこちらのほうでは説明いたしません、条文の構成としましてどうなっているかをご説明いたします。まず、14ページ、第1条に古平町税条例を一部改正するというものにつきまして載せてございます。これが15、16、17、18ページと続きまして、19ページまで続いてございます。

下のほうに第2条ということで、昨年議決いただきました一部改正の条例について、それを直さなければならないということで、第2条のほうで規定してございます。これにつきましては、20ペ

一ページまで進んでございます。20ページの下のほうで、附則としまして、今回の一部改正の条例案につきまして施行期日がいつかというものは第1条の部分で載せてございます。今回の4月1日に施行するもの、また(1)としましては公布の日に施行するもの、(2)、(3)、(4)とそれぞれいつ施行するかという日付を載せてございます。

また、第2条以降につきましては、町民税等につきましての経過措置というものを載せてございまして、それが最後のページまで載せてございます。30ページまで載せてございます。

このような改め文の構成となっております。

それでは、内容につきまして説明資料のほうで説明いたします。ページ開いていただきまして、1ページ目、こちらには先ほど言いました第1条による改正の部分について載せてございます。表の左側が改正後の内容について記載してございます。また、改正前につきましては右側のほうに載せて、順次ページが進んでいくものでございます。今回来年の1月1日から個人番号、法人番号ということでマイナンバー制が導入になります。それにつきまして町税条例においても規定しておくものについては、1ページの第2条の(3)には下に線引いておる部分で法人番号というものを加えるものでございます。下に線を引いている部分について直していますということ、新旧対照表の見方はそういうものでございます。

(4)につきましても、法人番号などを入れてございます。

ページめくっていただきまして、2ページ、3ページと、こちらの部分については法人町民税の部分で規定が変更になってございます。

めくっていただきまして、4ページにつきましてもそのようなものでございます。4ページの36条の2第9項、こちらのほうも法人番号を加えてございます。

5ページは、引用条項の変更でございます。

めくっていただきまして、6ページの中段に町民税の減免、第51条の部分でございしますが、ここで何をしたいかといいますと、納期限前7日、減免の申請をしようとする場合、町で設定しています納期限の前7日までに申請をしてくださというものにつきまして、今回はその日にちをぎりぎりまで、納期限までにとするものでございます。これにつきましては、総務省の行政評価局のほうに相談がありまして、身障者等の軽自動車税の減免の申請期限を納期限前7日ではなくてもっとぎりぎりまでということにしたほうがいいのかという相談がございました。それにつきまして、税の条例につきましても総務省の自治税務局のほうのものを使ってございしますので、納期限前何日にするかという検討をいたしました。町としましては、例えば固定資産税につきましては減免が21件ぐらいとか、そんなに数が多くないので、納期限までに申請期限を延ばしても大丈夫だろうという判断をいたしまして、改正するものでございます。新旧対照表の6ページは、町民税の減免についても納期限までに変えるものでございます。また、(1)のところには、個人番号とか法人番号とかという、そういう番号を振ってくださいというのを改めるものでございます。

7ページにつきましても番号の関係です。

8ページにつきましても番号の関係で、9ページの頭、71条は、固定資産税の減免の申請期限を納期限までに変えるものでございます。あとは、個人番号、法人番号の部分を入れるということで

ございます。

10ページですが、10ページ中ほど、ここで軽自動車税の減免が2つの条にわたって出ております。89条につきましても納期限まで、また11ページのほうで身体障害者の方についての軽自動車税の減免も納期限までに申請してくださいというものでございます。ところどころに個人番号、法人番号の部分が加わってございます。

ページめくっていただきまして、12ページにつきましても、今現在休止されているのですが、特別土地保有税の減免につきましても納期限までということで一応規定させていただきます。

そして、ページめくっていただきまして、14ページです。14ページ左側で新しいものを載せてございます。附則の第9条ということで、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等ということでございますが、これを新しく設けてございます。これにつきましては、ふるさと納税の関係で寄附をするとそれにつきましても、例えば給与所得者の場合は年末調整だけで済むものでございますが、これまでは寄附金の税額控除を受ける場合には確定申告をしなければならなかったと、それについて寄附先の地方団体に申告いたしますと自動的にやってくれるという部分を載せてございます。

続きまして、15ページですが、15ページの中段から下で第10条の2の部分でございます。下に線を引いている部分で6、7、8を新しく設けてございます。これにつきましては、わがまち特例ということで、固定資産税の課税標準の割合を低くする部分をそれぞれの町村が自分で考えて、いい割合にしますということでございます。一応参酌基準としまして国のほうで示しておりますので、本町におきましてもその参酌基準、ちょうど真ん中の割合ということで、ここで第6号の部分、4行にわたってございますが、条例で定める割合は5分の3とする。また、7番につきましては2分の1とする。8番についても2分の1とするというものでございます。内容としましては、本町には直接影響のない部分でございます。6番、6項の部分ですが、これについては都市再生特別措置法に基づき認定された事業者が取得する公共施設等の課税標準の特例ということなので、実際本町について該当ございません。また、第7項なのですが、7番については津波避難施設の管理協定が結ばれているものにつきましても特例措置をつけるということでございますが、具体的には本町には対象がございません。また、8番につきましても、同じく津波防災地域づくりの関係での償却資産に関する割合でございます。

ページめくっていただきまして、一番上、改正後の12番、読み方としては第12項と読みますので、12項の部分では古平町で定める部分は3分の2とすると。対象になるものは何かといいますと、法附則の15条の8第4項に規定するうちの何かといいますと、新築するサ高賃、サービスつき高齢者向け賃貸住宅に関する税額の減額でございます。通常は1のところを3分の2減額するというもので、これにつきましても国で示されている参酌基準、3分の2という割合を使ってございます。

あと16ページ、17ページは、個人番号、法人番号でございます。

18ページ、下のほう、第11条からなのですが、ことしは固定資産の評価替えの年でございます。平成27年度評価替え、3年間同じものが続くということでございます。新旧見ていただければ、改正前では、この表題の部分、平成24年度から26年度までというのを3年ずらすということで、改正

後は27年から29年度までというのを直してございます。この関係は、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ中段まで続いております。

22ページの第16条で軽自動車税の税率の特例というものを新しく設けてございます。これにつきましては、16条の条文にありますように、2行目、3輪以上の軽自動車につきまして平成27年4月1日から28年3月31日まで、27年度の間初めて車両番号指定を受けるということで、新車を買ったということです。27年度中に新車を買った場合につきましては、ある条件のものにつきましては税額をこの表にあります上段、3,900円の税額を1,000円にしますというような形の見方でございます。表が3つ載ってございますが、一番上の表につきましては通常の税額を75%減額するというもので、約4分の1の金額になっております。どういう自動車の対象かといいますと、電気自動車、天然ガス自動車などでございます。これが75%減額ということでございます。第2項の表、2番目の表につきましては、金額的に約半分、50%の金額にするというものでございます。対象となる車は、平成32年度燃費基準プラス20%、120%分を達成している車については半額にしますと。第3項の表につきましては、燃費基準、32年度の基準を達成している車については税額を25%減らしますというものでございます。注意する部分につきましては、先ほど言いましたここでいう27年度中に新車購入でございます。そして、いつの軽自動車税か、28年度分の軽自動車税に限ってこの表を適用しますということで、1年限りの表でございます。その後は、また来年改正になるのではないかと考えております。

23ページ、第16条の2を削除規定としてございます。これまで、改正前に記載してございますように、たばこ税の税率の特例という規定を設けておりました。ここにうたわれているのは、たばこの中でも旧3級品、6品目ありますけれども、エコーとかわかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマという6銘柄についてはたばこ税が低い金額に抑えられておりましたが、段階的に一般のたばこと同じ金額に税率を上げていくというものでございます。その部分を削除規定としまして、経過措置としまして4年間かけて4段階で徐々に一般のたばこと同じように税額を直していくというものでございます。

続いて、24ページ、番号でございます。

25ページ以降につきましては、第2条による改正でございます。昨年議決いただきました一部改正条例の中身をこのように変えるというものでございます。具体的なお説明は、割愛したいと思います。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎日程第16 議案第29号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、議案第29号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) 31ページです。議案第29号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて。

古平町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、今回報告し、承認を求めるものでございます。

下記にありますように、専決処分ということで3月31日付で制定してございます。

ページめくっていただいて、32ページ、33ページに記載してございます。32ページから細かい条項についての改正文、また33ページで、この条例については27年4月1日から施行しますということで、その後経過措置等を載せてございます。

説明資料の新旧対照表の29ページをお開きください。最後のほうの2枚です。29ページで、左側に改正後のものを載せてございます。中段、附則の第2項の部分に先ほど固定資産税のほうでも説明しました部分、都市計画税条例につきましても該当ございますので、載せてございます。わがまち特例ということで、都市再生特別措置法関係の部分での割合を5分の3ということで載せてございます。

また、第3項以降につきましては、評価替えがございましたので、年度を3年ずらしたというものでございます。それが30ページ、31ページと続いてございます。

また、引用する条項がずれた場合に、それを直してございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（逢見輝統君） 会議を再開いたします。

◎日程第17 議会運営委員会の所掌事務調査について

○議長（逢見輝統君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） 以上をもちまして本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。
平成27年第2回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

臨時議長

議長

署名議員

署名議員